

実質化された人・農地プラン

|       |       |          |           |          |
|-------|-------|----------|-----------|----------|
| 市町村名  | 対象地区名 | (地区内集落名) | 作成年月日     | 直近の更新年月日 |
| 安芸高田市 | 宮迫    | 宮迫       | 令和2年8月20日 |          |

1. 対象地区の現状

|                                   |         |
|-----------------------------------|---------|
| ① 対象地区における耕地面積(ha)                | 19.29ha |
| ② ①のうち、アンケート調査等に回答した農業者等の耕作面積(ha) | 14.00ha |
| ③ ②のうち、70歳以上の農業者等の耕作面積(ha)        | 3.81ha  |
| ④ ③のうち、後継者が未定(不明)の農業者等の耕作面積(ha)   | 0.44ha  |
| ⑤ ①のうち、今後中心経営体が引き受ける意向がある耕作面積(ha) | 2.00ha  |
| (備考)                              |         |
| i 農地中間管理機構の活用                     | 有       |
| ii 中山間地域等直接支払の取組                  | 有       |

- 注1:③の年齢には、地域の実情に応じて、今後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載してください。  
 注2:⑤の面積は、下記の「中心経営体」の「今後」欄の経営面積の合計から「現状」欄の経営面積の合計を差し引いた面積を記載してください。  
 注3:「農地中間管理機構の活用」等の有無について、備考欄に記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

中心経営体

| 属性 | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状    |          | 今後の見込み |          | 営農範囲(集落) |
|----|----------------|-------|----------|--------|----------|----------|
|    |                | 経営作物  | 経営面積(ha) | 経営作物   | 経営面積(ha) |          |
| 認農 |                | 水稻、牧草 | 3.16ha   | 水稻、牧草  | 4.16ha   | 宮迫、常広    |
| 認農 |                | 水稻、野菜 | 5.06ha   | 水稻、野菜  | 6.06ha   | 宮迫、常広    |
|    |                | 水稻    | 0.87ha   | 水稻     | 0.87ha   | 宮迫       |
|    |                |       |          |        |          |          |
|    | 合計             |       | 9.09ha   |        | 11.09ha  |          |

- 注1:「属性」欄には、認定農業者は「認農」、法人は「法」、集落営農は「集」、認定新規就農者は「認就」と記載します。  
 注2:「今後の見込み」欄には、現状から概ね5年後の意向を記載してください。  
 注3:「経営面積」欄には、当該プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

2. 対象地区の課題

現在、中心経営体である地域内の認定農業者2名、その他1名の計3名が中心となり集落内の農地を耕作している。地域内の農業者は高齢者が多く、中心経営体を集落で支援する体制維持が課題である。

注:「現状」を基に話し合いを通じて把握できた課題を記載してください。

3. 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

集落の農地集約は、中心経営体を中心に進めていくが、中心経営体が対応できない際は、他集落の農業者の受入れを促進することにより対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来の方針について、集落ごと取りまとめて記載してください。

4. 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

①農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指すとともに、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

②その他の取組方針

中山間地域等直接支払交付金事業を活用し、地域内の鳥獣害防止等に取組むことにより、中心経営体を支援する。